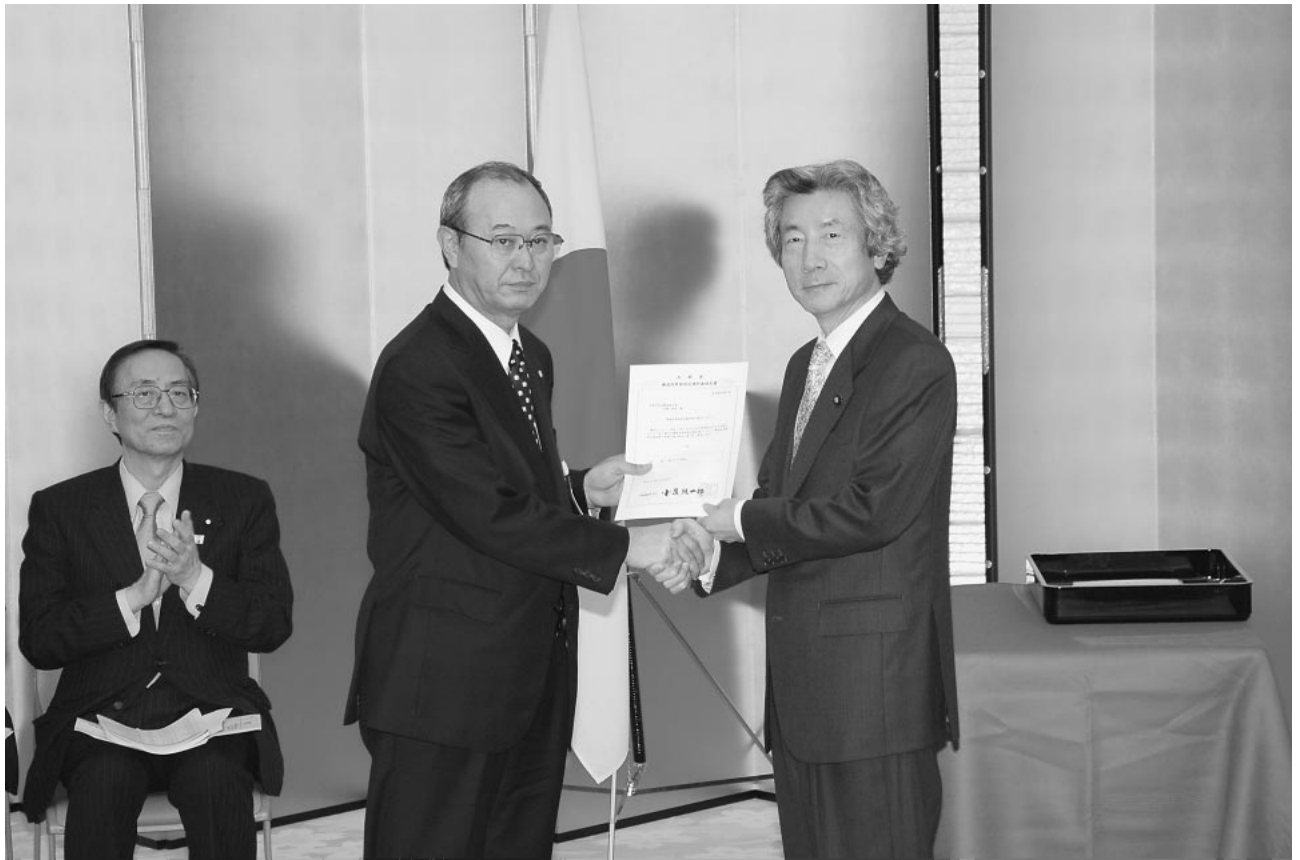




小泉首相から特区認定書が手渡され、固く握手する佐藤市長職務執行者（首相官邸にて）

阿仁マタギ特区認定

県内唯一

今秋から担当温泉でどぶろくの製造・提供

国の第7次構造改革特別区域（特区）計画認定式が3月28日、首相官邸で行われ、合併前の阿仁町が申請していた「阿仁マタギ特区」の認定書が、小泉純一郎内閣総理大臣から佐藤修助北秋田市長職務執行者に直接交付されました。

旧阿仁町では、国の制度として、それぞれの地域に限定して、その特性に応じた規制緩和により、経済の活性化を図ろうとする「構造改革特別区域（特区）」にマタギ文化を生かした地域密着型観光拠点をつくる」と申請していたものです。

この認定により、いわゆる「どぶろく」を製造し、提供することが可能となります。市では、第3セクター・マタギの里観光開発株式会社が運営する担当温泉で17年秋より自家製のどぶろくを提供できるよう準備を進めていく予定です。

豊かな自然環境の中で
息づいてきた山村文化を
全国発信

構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例区域を設け、その地域での構造改革を進め、経済の活性化を図ろうと国が平成14年から新しい制度として創設したものです。旧阿仁町では、この構造改革特区の第7次に「マタギ特区」として今年の1月に国（構造改革特別区域推進本部）へ申請しており、この日の内閣総理大臣から直接の認定交付となったものです。

マタギ特区は、自然と共生し、古い伝説と独特の信仰を継承してきた狩猟のマタギ文化を引き継ぎ、地域グリーンツーリズムの実践による滞在型観光の振興を狙いに、農家民宿などで自ら生産した米を原料として「どぶろく（濁酒）」を製造、提供できるように「酒税法」と「農地法」の特例措置を求めているものです。

農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例

●特例を設ける趣旨

都市と農村の交流の活性化に資するよう、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原酒として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることを可能とするものです。

●特例の概要

地方公共団体が、特区内において農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供することを通じて、地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区計画において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準、年間6キロリットルの規定は、適用しないこととされます。

なお、濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

グリーンツーリズム って何？

最近よく聞く言葉ですが、意味するものは「農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅」ということになります。

長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパで普及した旅のスタイルで、日本でも新しい旅のかたちとして関心を集めています。

この計画実施により、特有のマタギ文化を中心とした、山間地域の生活文化への関わりが再認識され、地域経済の活性化、この地域ならではの魅力再発見、ひいては市民の自信や愛着度の増進など、様々な効果が期待されます。

計画では、マタギの里観光開発株式会社が、市より農地を借り入れ、生産した米を原料に管理運営している打当温泉で「どぶろく」を製造し、提供することとなります。平成17年度の生産量は、一升瓶で約1800本を見込んでいます。

どぶろくを製造するためには、酒税法で最低製造数量が6キロリットル（一升瓶3333本）と規定されていますが、構造改革特区に限り、製造数量が緩和され一升瓶1本でも製造できるようになります。もちろん酒類製造免許も必要となり、酒税の納税義務も発生します。

▶小泉首相から直接手渡された阿仁マタギ特区認定書

▼17年秋から自家製のどぶろくを製造・提供できるよう準備を進めていく第3セクター・マタギの里観光開発株式会社が運営する「打当温泉」。

